

意見書案第5号

消費税10%増税の延期を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『消費税10%増税の延期を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和元年7月11日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	岡本 亮一
〃	〃	上田 毅

消費税10%増税の延期を求める意見書（案）

政府は、2014年4月に消費税率を5%から8%に引き上げた。その結果、日本経済は深刻な消費不況に落ち込み、2014年度のGDPは、2013年度比でマイナスに転落、2015年10月に予定していた10%への増税を2回も延期することになった。

「経済の底が抜けた」といわれるほどの消費不況を招き、その影響は4年以上たった現在もぬぐい切れず、政府が調査した家計の消費支出によると、増税後ほとんどの月で、前年比マイナスとなっている。

そのもとで政府は、幼児教育・保育の無償化など「全世代型社会保障」実現に向けた財源を確保するとして、2019年10月から消費税率を10%へと引上げることを表明した。

経済の土台である消費と所得が落ち込む中で、消費税増税を強行すれば、子育て世帯を含めた全世代の暮らしを直撃することになり、経済全体に大きな影響をもたらすことは明らかである。

よって国及び政府におかれては、2019年10月からの消費税10%増税の延期をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣